

第25回山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック) 水泳競技 実施要領

1 競技規則

令和7年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人 日本パラスポーツ協会制定)によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 招集

- (1) 招集は、競技30分前から開始し、15分前に終了する。点呼を受けた競技者は、誘導準備のため整列しなければならない。
- (2) 招集時刻に遅れた競技者は、棄権したとみなすことがある。
- (3) 競技時間は、進行の都合により変更する場合があるので、放送・掲示板等に十分注意しなければならない。
- (4) 競技者は、招集時に主催者が用意したIDカードを必ず携帯しなければならない。
- (5) 前レースの表彰終了時刻から次レースの招集終了時刻までが10分以内の競技者については、当該選競技者の代理の者がその旨を招集所に申し出、代行することができる。

3 リレーオーダー用紙の提出

リレーオーダー用紙は、受付時に受付で用紙を受け取り、12:45までに選手招集所に提出する。

4 競技者紹介

競技前の競技者紹介の際は、椅子から立って紹介を受ける。ただし、車いす使用者及び立つことが困難な競技者は、座ったまま片方の手を挙げる等により紹介を受ける。

5 介助等

- (1) 次に掲げる選手に対する介助等については、原則として競技場への入場を許可された者が行うものとする。

なお、介助者として競技場への入場を希望する者は、参加申込時に申し込み、競技役員の指示により「介助許可証(ビブス)」を付けて入場する。

ア 入退水時の介助

イ スタート時の補助(規則上、スタート時の補助を認められている者に限る。)

ウ ゴールターン時の合図

※ 視覚障害者でゴール及びターンに「合図棒」等による合図(このうち、障害区分23の者及び同等の障害が重複する選手のゴールとターンでは競技規則により合図が義務付けられているため、競技役員又は介助者の何れかが行う。障害区分24の選手に対する合図は許可を得て行う。)

- (2) (1)により難しい選手は、競技役員により介助等を行う。
- (3) プールサイドにおける応援、コーチは禁止する。ただし、(1)のアの場合、及び参加申込時に申し出があり、かつ審判長が特に認めた場合はこの限りではない。

6 誘導

- (1) 競技会場内の誘導は、競技役員及び競技補助員(以下「役員等」という。)が行う。

なお、許可を受けた介助者がいる場合は、競技役員の指示に従う。

- (2) 競技終了後、競技者は役員等の誘導により、競技者解散所に移動し、移動完了後は、役員等の誘

導により競技者控所に移動する。

- (3) すべての出場種目が終了した競技者は、競技者解散所でＩＤカードを返却し、受付で記録証を受け取りに行く。

7 出発合図

出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。

8 計時

計時は、全自動審判計時装置を使用する。ゴールはタッチ板にタッチする。

9 浮具の使用

障害のために、浮具の使用が必要な競技者は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首及び腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は競技者自身が用意しなければならない。

10 貸出用車いす

競技場内への入場の際に車いすが必要な競技者は、原則として主催者の用意した車いすを使用するものとする。該当者は参加申込時に申請する。

11 種目順

別表の種目順により競技を行う。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。

12 開始式・表彰式

(1) 開始式

ア 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

イ 開始式に参加する競技者は、開始式開始１０分前までに、会場の指定された場所に集合する。

ウ 開始式に参加する競技者は、原則として衣服を身に着ける。

(2) 表彰式

ア 表彰式は、随時、競技会場で行う。

イ 種目、障害区分、年齢区分、性別区分ごとに１位から３位までの競技者にメダルを授与する。

13 撮影

写真・ビデオ等の撮影は禁止する。

14 更衣

(1) 更衣は、更衣室で行うこととする。

(2) 貴重品等については、各自責任を持って管理する。

15 ウォームアップ

ウォームアップについては別途定める。

16 その他

(1) 当日の参加種目の変更及び追加は認めない。また、参加申込みを行った競技者以外の者の出場は

認めない。

- (2) 失格については、審判団で協議する。
- (3) プールの水深は160cm、水温は28～30℃とする。
- (4) プールサイドへは、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、実施本部員、競技者及びあらかじめ許可された介助者、報道関係者等関係者以外は立ち入ることができない。
- (5) 更衣室及びプールサイド以外では、水着、裸足のまま歩き回らない。
- (6) 土足厳禁の区域制限を守る。
- (7) プールサイドへの飲食物の持ち込みを禁止する。更衣室では、水分補給は認めるが、それ以外の飲食については禁止する。
- (8) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。
- (9) その他、変更事項は別途連絡する。